

平成28年 第19回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成28年12月22日（木）午後0時30分

場 所：教育委員会室

平成28年12月22日

東京都教育委員会第19回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第90号議案から第93号議案まで

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外3件について

第94号議案

平成28年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

第95号議案、第96号議案及び第97号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

(1) 平成29年度以降の都立学校における「組み体操」等への都教育委員会の対応方針について

(2) 平成28年度東京都教育委員会職員表彰について

(3) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教育長	中井敬三
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	宮崎緑
委員	大杉寛
委員	秋山千枝子

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中井敬三
次長	堤雅史
教育監	伊東哲
総務部長	早川剛生
都立学校教育部長	初宿和夫
地域教育支援部長	粉川貴司
指導部長	出張吉訓
人事部長	江藤巧
福利厚生部長	太田誠一
教育政策担当部長	安部典子
教育改革推進担当部長	増田正弘
特別支援教育推進担当部長	浅野直樹
指導推進担当部長	宇田剛
人事企画担当部長	鈴木正一
（書記） 総務部教育政策課長	岡部渉

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成28年第19回定例会を開会します。

本日は、NHK外5社、個人は10名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHK外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に、誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、宮崎委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回11月10日開催の第17回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第17回定例会の議事録については、承認をいただきました。

前回11月24日開催の第18回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認をいただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第94号から第97号までの議案及び報告事項（3）につきましては人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

議 案

第90号議案から第93号議案まで

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外3件について

【教育長】 第90号議案から第93号議案まで、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外3件についての説明を、特別支援教育推進担当部長、お願いします。

【特別支援教育推進担当部長】 第90号から第93号議案資料「東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外3件について」を御覧ください。「外3件」というものは教育委員会規則でありまして、これから順次説明します。

まず「1 改正概要」を御覧ください。特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、東京都立光明特別支援学校と東京都立久留米特別支援学校を発展的に統合し、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する東京都立光明学園として平成29年度に開校します。都立光明学園の設置については、既に条例及び条例施行規則を改正済みです。

また、知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化を図るため、学校の再編整備を行い、東京都立矢口特別支援学校の学部改編を実施しています。具体的には、高等部について、平成27年度入学生から近隣の学校へ既に入学していただいているので、今年度は高等部は3年生のみの学校ですが、3年生が卒業する今年度末のタイミングで高等部を廃止し、小学部・中学部の学校とします。

これらの統合及び学部改編に伴い必要な条例及び規則の改正を行うものです。

「（1）東京都立学校設置条例の一部を改正する条例」です。東京都立光明特別支

援学校と東京都立久留米特別支援学校について、平成29年3月31日をもって廃止します。

「（２）東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則」です。東京都立光明特別支援学校と東京都立久留米特別支援学校の障害種別、課程、学科を廃止するものです。また、東京都立矢口特別支援学校の高等部を廃止するものです。

「（３）東京都立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」です。東京都立光明特別支援学校寄宿舎と東京都立久留米特別支援学校寄宿舎を、3月31日をもって閉舎するとともに、東京都立光明学園寄宿舎を平成29年4月1日付けで開舎します。

2ページを御覧ください。ウとして、東京都立久留米特別支援学校寄宿舎閉舎に伴う規定の整備を併せて行います。

「（４）東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則」です。東京都立久留米特別支援学校の教育機能が東京都立光明学園へ移転することに伴い、平成29年3月31日をもって東京都立久留米特別支援学校の公舎を閉舎するというもので、アは、別表第一から住宅の名称及び位置を削り、イは、別表第二で住宅の区分及び入居資格要件を削るというものです。

条例を都議会に付議する時期は、平成29年第一回東京都議会定例会です。施行期日は、平成29年4月1日を予定しております。

なお、関係する学校及び公舎の概要並びに新旧対照表を添付しております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願い申し上げます。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問がございましたらお願いします。

よろしゅうございますか。

特にないようでしたら、本件について原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、本件については原案のとおり承認をいただきました。

報 告

(1) 平成29年度以降の都立学校における「組み体操」等への都教育委員会の対応方針について

【教育長】 報告事項(1)、平成29年度以降の都立学校における「組み体操」等への都教育委員会の対応方針について、指導推進担当部長、説明をお願いします。

【指導推進担当部長】 報告資料(1)を御覧ください。「平成29年度以降の都立学校における『組み体操』等への都教育委員会の対応方針について」を説明します。

昨年、「組み体操」の事故が大きな社会問題となりまして、本年3月、都教育委員会として、「組み体操」を実施する場合、いわゆる「ピラミッド」と「タワー」については、今年度は原則として休止する方針を定めました。この方針を受けて各学校では、「組み体操」の教育的意義の確認、演技種目の内容と危険性、また、事故の未然防止に向けた安全対策等について点検して、代替種目を実施したりなどしました。また、生徒や保護者、教職員の意識調査なども行い、平成29年度以降の実施種目の検討をしております。

都教育委員会は、各学校の検討結果を踏まえ、記書き以下5点の方針を定めて学校に通知しようと考えております。

まず、1番は方針の内容です。都立学校においては、当該年度の体育祭の総合的な評価を踏まえて、次年度の実施種目や内容を学校ごとに検討、決定します。なお、「組み体操」を実施する場合は、「ピラミッド」と「タワー」については原則として禁止します。しかし、一律の禁止ではなく、教育的意義、学校経営上の位置付けを確認し、教員の指導体制の安全性、学校全体で実施したいという意思統一が図られている場合には、安全を最優先した指導計画を策定し、東京都教育委員会事務局の担当者と協議することを考えています。

また、「ピラミッド」と「タワー」を実施する、しないにかかわらず、「組み体操」を実施する場合は、生徒や保護者、地域に、不安に感じられている方が必ずいらっしゃるはずですので、その場合は、目的、指導内容・方法、安全対策等について十分説明して理解を得ること。これが方針の内容です。

2番、3番、4番は指導内容です。2番として、指導に当たっては、児童・生徒の習熟の状況を正確に把握すること。そして、必ずその指導内容を適時適切にPDCAを回しながら見直していく。万が一事故が発生した場合は原因究明を行い、活動を中止したり、指導内容や方法を見直します。

3番です。都立学校において、体育祭だけではなく、先日、水泳のスタートの問題の際にも少しお話ししましたが、文化祭の催しの一つとして、男子生徒がプールでシンクロナイズドスイミングをしたいと申し出るなど、そうした学校行事で実施する他の種目についても、必ず安全対策の点検を行って、万全の対応を図ります。

4番です。都立学校において、上記以外の体育的活動においても、安全対策を講じる。そして、発達段階に応じた安全指導により、児童・生徒の身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図ります。「上記以外の体育活動」の内容は、1番、2番、3番については、体育祭やスポーツ大会、文化祭などにおける体育的な催し物ですが、それ以外のもの、基本的には授業、部活動についても当然、安全指導と危険予測・回避能力の育成が必要ということで記載させていただきました。

5番は、区市町村立学校における対応についてです。各地域の特性や学校の実情があるので、各区市町村教育委員会が適切に判断し、私どもは、来年度に向けた方針を参考として情報提供させていただくことを考えています。なお、今年度の区市町村立学校の取組として、62地区中33地区が「ピラミッド」と「タワー」については休止又は禁止しております。

最後に今後の予定です。1月に、現在作成している「体育的行事における安全対策ガイドライン」を全校に配布し、校長会又は体育の担当指導主事連絡会等でその内容について周知を図ります。また、3月には、「組み体操」全般に関する実技講習会を行い、来年度も春や秋の運動会や体育祭の前に同じような実技講習会を、特に「組み体操」を実施する学校は悉皆で受講してもらう予定です。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

【宮崎委員】 実施する際に、一人一人の児童・生徒の身体能力の差があると思い

ますし、御家庭の考え方もあると思います。そういう場合は、必ずしも全員参加ではなく、別のことをさせていただくなどの選択肢もあり得るのではないかと思います。この表現の中では、それは「指導体制の点検」などの辺りに入りますか。

【指導推進担当部長】 「指導体制の点検」もありますし、「児童・生徒の体力の実態等を踏まえ」というものもあります。最も避けなければいけないことは、一律に強制的にさせることだと考えております。御家庭のお考えもありますし、児童・生徒の考え方もありますが、では、その児童・生徒が目立たないかという、逆に、補佐するとか、周りにいて危険性について声を掛ける、なぜうまくいかなかったかを一緒に考えるなど、どの児童・生徒も必ず参加できると思います。一律に強制的に参加させることは非常に危険であると私どもは考えています。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

【秋山委員】 2点教えてください。

まず1点目は、生徒や保護者、教職員からのアンケート調査を実施したようですが、どのような結果だったのか教えてください。

2点目は質問ではありませんが、「組み体操」をすることによってどのような危険があるのかをきちんと周知することが大事ではないかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

【指導推進担当部長】 アンケート調査の結果の内容として、生徒からは「代替種目としてどういうものがあるかと思ったけれど、意外と楽しかった」、保護者からは「『ピラミッド』や『タワー』がなくても十分に満足できる」、「安心した」、「感動した」という感想があります。また、教職員からも、「『ピラミッド』や『タワー』がないことが一つの選択肢であったと気付いた」ということがありました。しかし、「実際に事故が起きたからしょうがないけど、できれば先輩たちみたいにやりたかった」、「全体として迫りに少し欠けたのではないか」というような感想もありました。

2点目について、どのような危険性があるかを実技講習会や、私どもが今度出す安全対策ガイドラインに、実際にどのような事故が起きたか、件数なども含めて、学校の安全体制が確立できるように、詳細に伝えて周知していきたいと考えています。

【大杉委員】 大変御丁寧な対応をしていただき、学校現場の対応としてはこれで十分ではないかと思っています。他方、原則禁止となると、「禁止」という言葉により社会一般には、何か事故が起きるとすぐに禁止かという声が出てきて、情報が十分に伝わっていない面があり、御担当としても難しいところかと思っています。先般の飛込みの問題も同様で、例えば、プールの構造がこうだなどの細かい点もいろいろありますが、なるべく社会一般の方々にも理解していただけるような情報提供の在り方も是非お願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【指導推進担当部長】 ありがとうございます。何か起きれば禁止というのは、ある意味では教育的ではないかと思っていますので、大杉委員から御指摘のとおり、きちんと説明をしていきたいと思っています。しかし、児童・生徒の健康を考え、けがを避けることが私どもの一番の責務かと考えておりますので、その辺も含めて、きちんとしたいろいろな場面で丁寧な説明をしていきたいと思っています。

【遠藤委員】 大杉委員の御発言と共通しますが、正に、何かあれば禁止ということで、何かが起こるたびにそういう対応をしていくことによって、極端な話、立っていることすら危険があるということになるのではないかと思います。プールでの飛び込み禁止の問題、「組み体操」の問題、いろいろ考え合わせていくと、極めて正論であって、禁止する、中止するということに対して反論のしようがないですね。おっしゃるとおりです。

しかし、子どもくらいの年齢になると、そこはかたない不安感のようなもの、本当にそれでいいのかと思うようになります。子供たちは、成長して大人になって世の中に出ていくといろいろな危険なことがあって、それを自分の力・判断で回避していく能力も身に付けていかなければなりません。では、そういう対応能力はいつ身に付くのだろうか、危険なことが起きるたびに教育現場で全て禁止していて、果たして身に付くのだろうかという不安もあります。しかし、危険性があるものを禁止することは極めて正論であって、危険を覚悟で実践させろなどということを行うのは大きな流れに反することになり、極めて難しい判断だと思っています。

全体の流れとして、私もそのとおりだと思いますが、一方で、長い間、社会人として生活してきた経験からすると、漠然とした不安感のようなものを感じていることも

申し上げておきたいと思います。

先日、どこかの新聞記事に、「安全な組み体操」を考えたということが紹介されていました。「組み体操」を禁止するのではなくて、こういう形の「組み体操」ならば安全ですということが紹介されていた記事を読んだ記憶があります。そういう研究と
いうか、そういう勉強を東京都でもなさっていますか。

【指導推進担当部長】 1点目ですが、1番に記載してありますように、一律禁止ということではありません。しかし、本校の伝統になっていたから、生徒がやりたがっている、保護者や地域も期待しているなどの理由で、これまで看過してきたのではないか、それを一度見直して、どのようにしたら安全なのか、それをよく考えましようということが今年一年間でした。それを踏まえて、今後、各学校で判断していきませんが、あくまでも原則禁止であり、全部がだめということではありません。今までとは違って、子供たちの安全、けがを防ぐことにますます注力して、確認しながら学校全体で取り組んでいきたいと思います。

「安全な組み体操」ということですが、現在、「組み体操」自体が学習指導要領にはありませんし、それについての都教育委員会としての細かな研究はありません。しかし、学識経験者の中には、「安全な組み体操」について研究なさっている方がいらっしゃいます。そこで、来年度の運動会の前に行う実技講習会では、例えば、安全な「ピラミッド」や「タワー」ではなくて、「組み体操」全般で、どのようにしたら子供たちの良い力が発揮できて、安全なものがあるか。そういうことを中心に教員の皆さんに学んでいただこうと考えています。

【遠藤委員】 分かりました。

【山口委員】 他の委員の方々がおっしゃったことに集約されていると思いますが、今まで続けてきたことを看過してきたのではないかということからすると、今までも、もしかしたら小さなけがや事故があったかもしれないけれども、これだけ続けてきたということは、それだけの意義もあったのだろうと思います。

ここで大きく問題になったのは、看過できない事故が多発してきたということがありますが、その裏側には何があるのかということを考えなければいけないと思います。単に「組み体操」が年々複雑化していることもあるかもしれませんが、それ

だけではなくて、そもそも根底にある子供たちの危険回避能力、以前よりも体格差や体力差が増しているのではないか。また、昔の子供と比べると体力が落ちていることは体力テストの結果などからも明らかになっていますね。そこにも手当てをしていかないと、遠藤委員がおっしゃったように、結局、子供たちの安全を守るといいながら、将来的には、子供たちの安全を守っていることになるのだろうか。健やかな成長を助けていることにつながらないということもあると思いますので、「組み体操」の一件だけではなくて、そうした面を調査して、だからもっと体力を付けなければいけないですね、体育の授業はがんばりましょう、体力テストはこういう結果が出ているねというところに、保護者や児童・生徒の関心が向いて改善されていって、やはり体力が付いてきたとなると、安全にできるじゃないかという形になっていくことが望ましいと思います。これは原則禁止ですので、これからいろいろなことで改善が図られていくことが望ましいと思うので、そこも是非お願いしたいと思います。

【指導推進担当部長】 方針の4番の最後の方に、「安全のための身体能力の向上や危険予測・回避能力の育成を図る。」とあります。御案内のとおり、東京都の児童・生徒は体力面で弱い面がありまして、今年度から始めている小学校のアクティブライフ研究校、中学校はアクティブ・スクール、そのような形で体力を上げていくことを考えています。また、危険予測・回避能力については、体育だけではなく、例えば家庭科や理科の実験、特別活動の遠足など、また、防災教育などで、児童・生徒が、これを安全に行うためにはどうすればいいのかということは、学校生活全体の中でも身に付けていくべきものと考えています。

【教育長】 他にはよろしゅうございますか。

それでは、本件については報告として承りました。

(2) 平成28年度東京都教育委員会職員表彰について

【教育長】 次に、報告事項(2)、平成28年度東京都教育委員会職員表彰について、総務部長、説明をお願いします。

【総務部長】 報告資料(2)を御覧ください。教育委員会の職員表彰については、

「1 目的」に記載の目的の下、「2 根拠規程」に記載してある規程を設けまして、昭和27年から実施しております。

「3 表彰の対象」にありますように、表彰には、個人表彰と団体表彰があります。

「4 選考方法」を御覧ください。選考方法ですが、区市町村立学校は各区市町村教育委員会及び教育庁内の各部、都立学校については都立学校長及び教育庁内の各部からの、それぞれ被表彰候補者の推薦に基づきまして、教育長を会長として庁内に設置した職員表彰審査会の審査を経て決定しました。

「5 被表彰者数」に今年度の被表彰者数が記載してあります。81名11団体です。被表彰者の氏名及び団体名は別紙にありますので、後ほど、四つの事例について具体的に報告させていただきます。

裏面の2ページを御覧ください。81名11団体についての校種別の内訳を表にしてあります。表の下に、平成24年度からの実績を載せてあります。

「6 表彰式」を御覧ください。表彰式は、平成29年2月9日に、教育委員の皆様にも御出席いただいて、都議会議事堂1階の都民ホールで表彰状の贈呈を実施したいと考えています。

4ページから9ページまでに、個人表彰・団体表彰別に学校名等、また、主たる功績を記載してあり、これらの中から、具体的な例を4件、簡単に説明します。

まず、4ページの「小学校」の6番、豊島区立目白小学校、水谷優子養護教諭です。この方は、人命救助（善行）の功績で表彰いたします。具体的には、帰宅途中、西武新宿線田無駅の改札付近で、心肺停止状態で倒れていた男性に対して、駅員と交代で心臓マッサージを施すなどの速やかな対処を行い、救命に寄与されました。この迅速な行動により、西東京消防署から感謝状の贈呈を受けていらっしゃいます。

水谷養護教諭は、日頃から児童の安心・安全のために、保健に関する知識や応急処置等の資質能力を高める研さんを積んでおられます。今回の救命措置は、養護教諭としての高い意識を持って熱心に職務に励んでいることの表れであるとして表彰することといたしました。

5ページが一番上、「中学校」の4番、練馬区立石神井東中学校、藤本謙一郎主幹教諭です。この方は、勤務校において、小学生のときに学級崩壊を経験した生徒が多

く集まる学年を受け持っていたことがありまして、生徒には、自己有用感、また、他者を評価する力を醸成する必要があるという考え方の下、特別活動において、話し合い活動や認め合う活動を繰り返し実践してこられました。こうした取組を実践したことで、多くの課題を抱えていた学年を改善させるなど、大きな成果を上げています。

また、担当教科の数学の授業においても、話し合い活動を取り入れたアクティブ・ラーニングを実践して、校内研修会においてもそうした取組を紹介するなど、教員の授業力向上にも貢献していらっしゃいます。このように、生徒の健全育成だけでなく、職員相互の授業力を磨き合う関係を築くなど大きな成果を上げていることから、今回、表彰することとしました。

8ページを御覧ください。「管理職」の「高等学校」の部です。4番の東京都立葛飾総合高等学校の小山公央統括校長です。この方は、全日制の総合学科高校と定時制高校の統括校長を兼務しておられまして、学校一丸となった取組を進めていらっしゃいます。総合学科高校では、大学進学向けに土曜講習を実施していましたが、今年度は、生徒だけではなくて保護者にもこの講習についての重要性などを丁寧に伝えた結果、受講者数が前年度比2.5倍に達するなど、生徒の学習意欲、成績の向上に大きな成果を上げておられます。

また、定時制高校では、生徒の中途退学の防止に向けて、保護者への連絡を徹底し、また、夏季休業明けに1年生全員を対象とした個人面接を実施するなど、面倒見の良い学校を復活させました。その結果、平成27年度の中退率が、前年度22パーセントから8パーセントに減少するなど大きな成果を上げておられます。さらに、教員の育成にも力を入れておられ、校内研修会を年に30回以上実施するなど、学校全体のレベルアップにも取り組んでいらっしゃるということで、今回、表彰することといたしました。

9ページを御覧ください。「団体表彰」の「中学校」の1番、東大和市立第五中学校です。この学校は、教師に対する暴力行為をはじめとした様々な課題に対して、組織一丸となって取り組んでいます。具体的な取組として、生活指導面において新たに「生活指導マニュアル」を作成し、生徒の問題行動に対して統一した指導方針を確立させました。

また、授業においては、「特別の教科 道徳」において「生命の尊さ」をテーマに設定するなど、いじめ問題にも積極的に取り組んでいます。こうした取組を進めた結果、不登校の生徒数は減少し、暴力行為などの問題行動も激減するなど、生徒が安心して通うことができる環境を整え、大きな成果を上げているということから、今回表彰することといたしました。

ただいま説明した事例については、10ページに概略を載せてあります。

説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたらお願いします。

【宮崎委員】 表彰する教職員の方がたくさんいらっしゃるの素晴らしいことと思います。大いに褒めて、大いに伸ばしていただきたいと思います。

2点お伺いします。こういう素晴らしい事例を広めていくために、他の学校や個人でもできるような情報共有というか、情報発信というか、それはどのような工夫をしていらっしゃいますか。

また、同じようなことに取り組んでいる方々がいて、片方は表彰され、片方は見過ごされているかもしれませんね。その辺の基準と、推薦された人は基本的に全員が表彰されるのでしょうか。

【総務部長】 この表彰そのものについては、別紙にあるような形でプレス発表しています。

【総務課長】 具体的にどのような功績で表彰されたかについての情報共有については、「教育活動実践の概要」という冊子を作成し、それを配布しています。

【総務部長】 表彰につきましては、基本的には、推薦があった方の中から、欠格条項などがあるので、そういうものを除いて審査させていただきます。

【宮崎委員】 できれば、こういう表彰を受けた方が他の学校に行って自分の体験を話すなど、もう少し積極的に広めていただけると、全体の底上げもできるのではないかと思います。

【遠藤委員】 今の宮崎委員の御意見の続きです。これは正に広めた方がいいと思います。いろいろな会社等の事例では、こういうことがあった場合、社員研修などの

場に講師として呼んで、自分の体験を話してもらおうということをしています。多分、東京都の職員研修の中でも、こういう良い事例を活用していると思いますが、その辺の実情はいかがでしょうか。

また、たくさんの方が表彰されるのですが、2ページの表を見ていると、平成24年度以降、25年度、26年度、27年度の中で、今年が一番人数が少ないですね。これは何か、推薦数自体が減ったのか、推薦されたけれども、欠格条項該当者がいて減ってしまったのか。教えてください。

【総務部長】 1点目の、職員研修の中でもというお話については、今後こちらでも検討させていただきたいと思います。

2点目の実績数については、基準が変わった、欠格条項が厳しくなったということはありませんで、今回は偶然、推薦数が少なかったということです。

【総務課長】 補足します。

こちらで表彰されている教職員は、それぞれの分野で御活躍されているケースが多いですので、特定のテーマに沿って、そのテーマの研修の際には講師になっていただいているケースもままあります。そうした活用も引き続き御相談させていただきたいと思っています。

【山口委員】 毎年、こうした功績の事例を読むたびに、こうしてがんばっている職員が多いことはすばらしいと思います。推薦されて表彰を受けるわけですが、現場ではまた違った視点もあって、今後の検討課題として、来年度からすぐには実現できないと思いますが、是非取り組んでいただきたいこととして、例えば、生徒たちからの支持が非常に高いなどの点も考慮してもいいのではないかと思います。推薦というと、どうしても上から目線というか、いろいろなバイアスが掛かったり、見たところはそうだけど、実際に児童・生徒から、この先生は本当にすごいよね、この先生はすばらしいよねと言われる教職員も、事例があるかどうかは別として、いると思います。ベストティーチャーというようなことで、そうした方も表彰できるようなシステムにしていくといいのではないかと思います。

特別なことをしなくても、日々のことをきちんとしていて、生徒たちからの支持が高いというのは何よりのことだと思います。しかし、それが普通だと言われてしまう

とそれまでですが、その辺も今後は検討していただきたい。投票とは言いませんが、何か方法を考えていただけると、教職員と生徒との信頼関係にもつながるのではないかと思いますので、課題として、是非、検討していただければと思います。

【総務部長】 現在の推薦も、区市町村の教育委員会とはいっても、実際に学校の校長先生から推薦を頂いております。校長先生も、生徒からの評価はどうかなども含めて多面的に評価した上で推薦しておりますので、山口委員がおっしゃったような視点も入っていることは入っていますが、特別表彰のようなことも検討課題として受け止めさせていただきます。

【秋山委員】 山口委員と意見は同じだと思いますが、若手の意欲につながるような表彰にもなっていたいただきたいと思います。

【総務部長】 ありがとうございます。

【教育長】 他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、本件につきまして、報告として承ることとします。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

1月12日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回教育委員会定例会は、1月12日(木) 午前10時から教育委員会室にて開催を予定しております。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありました日程のこと、その他何でも結構ですが、何かございますか。

特にないようでしたら、引き続き、非公開の審議に入らせていただきます。

(午後1時12分)